

常陽 教育資金贈与専用預金「応援家族」お引き出しの留意点について

★「応援家族」のお支払い手続きにおいて、「もれやすい・間違えやすい項目」や「お客様からお問い合わせの多い事項」をまとめたものです。

No	項 目	内 容	説 明
1	領収書	①支払先の住所記入もれ	➢学校等への支払に限り、補記は不要。 ➢学校等以外への場合、受贈者が補記し、署名または押印も可。
		②支払内容記入もれ	➢学校等への支払の場合、受贈者が補記し、署名または押印も可。 ➢学校等以外への支払の場合、支払先が記載した上で押印が必要。
		③上記以外の項目がもれている場合 ＜例＞日付、支払者(宛名)など	➢領収書の要件を満たしていないため、支払不可。
2	クレジット支払	①クレジットカード利用明細のみ提出 ②引落口座の通帳コピーのみ提出	➢クレジット支払の場合は、「利用明細」と「引落口座の通帳コピー」両方の提出が必要。 ➢クレジット利用明細がWEBの場合、WEB利用明細画面を印刷した書面が必要。 ➢「引落口座の通帳コピー」は、クレジットの請求内容が引落しされているかを確認するため必要。
3	月謝袋	手書きの場合が多いため、下記の記載もれが多い。 ＜例＞ ①支払日付 ②金額 ③支払先名称 ④摘要（支払内容） ⑤支払先住所	①②③のいずれかもしくは全てがもれている場合 ⇒要件を満たしていないため支払不可。 ④がもれている場合 ⇒支払先が補記し押印が必要。または支払内容が記載された資料添付でも可。 ⑤がもれている場合 ⇒受贈者が補記し署名または押印も可。または、支払先住所が記載された資料添付でも可。
4	通学定期代	領収書へ「定期券代」のみの記載	➢通学定期券として扱われないため不可。 領収書のほかに、通学定期券のコピーが必要。
		塾、習い事の定期券代	➢対象外 ただし、塾(予備校)が交通機関の指定校となっており、通学定期券を購入できる場合は、500万円までの非課税
5	保険料	教育を行う主体（学校等、塾や習い事）への支払	非課税
		教育を行う主体以外の者（保険会社等）への支払	➢対象外。(日常生活を補償対象とするものは対象外) ➢下記の場合は例外的に対象となる。 ①学校等からの書面がある ②正課の授業や講義、行事、実習のような学生生活に限定しての補償

No	項 目	内 容	説 明
6	学用品等	大学生協での購入	> 大学生協は大学とは別組織であり、「学校等」ではないため対象外。 > ただし、教育に伴い必要な費用で、大学が認めたものを大学生協に支払った場合は、500万円までの非課税。（大学からの書面が必要）
		購買部での購入	> 領収書が学校等から出ていれば、1,500万円までの非課税。 > 領収書が業者名の場合、対象外。 > ただし、上記「大学生協」同様、学校等からの書面があれば500万円までの非課税。
7	交通費	①スクールバス代 ②受験の際の交通費 ③塾、習い事に関する交通費 ④通学の際の自転車購入費用 ⑤駐輪代、駐車場代	原則として、対象外。 ただし、例外として非課税となる場合あり。 ①学校等へ支払う場合、1,500万円までの非課税。 業者へ「通学定期代」として支払う場合、500万円までの非課税。 (注) 回数券、都度金銭で支払うものは対象外。 ②対象外 ③スクールバス代を塾・習い事に直接支払う場合、500万円までの非課税 ただし、業者へ支払う場合、対象外。 ④対象外 ⑤対象外
8	下宿代、アパート代等	①下宿代、アパート代 ②学校等の寮費	①生活費の一部であるため対象外。 ②学校等に支払われたことが確認できれば1,500万円までの非課税。
9	受験料等	①大学入試センター試験 ②入学しない学校へ支払った入学金 ③受験料、入学金等を振込した場合の振込手数料 ④願書の代金、願書作成に伴う費用（証明写真代、郵送料）	①② 1,500万円までの非課税。 ③④ 対象外。
10	自動車学校	①自動車学校費用 ②自動車免許の検定料・更新料 ③交通安全協会費	①当該自動車学校が専修学校や各種学校の認可を受けていれば1,500円までの非課税。 そうでない場合は、500万円までの非課税。 ②500万円までの非課税。（公安委員会への支払のため） ③対象外。

1. 「学校等からの書面」とは・・・

・年度や学期の始めに配布されるプリント ・教科書購入票 ・学校便り
 ・シラバス（講義要項） ・学校案内 ・学校のHP
 ・校則や学則（例：制服が必要である旨記載がある箇所） など
 ※学校等からの文書が電子メールの場合は、受信メールを印刷したもの

2. 「学校等からの書面」の必要要件

学校等の名称、用途・費目が記載され、業者を通じての購入や支払を依頼していることがわかるもの。